

いわて高等教育コンソーシアム（文部科学省戦略的大学連携支援事業）運営委員会細則  
（平成 20 年 12 月 16 日制定）

（趣旨）

第 1 条 この細則は、いわて高等教育コンソーシアム（文部科学省戦略的大学連携支援事業）規程第 4 条の規定に基づき、いわて高等教育コンソーシアム運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（任務）

第 2 条 運営委員会は、次に掲げる事項を実施する。

- 一 各プロジェクトの企画・運営に関すること。
- 二 各プロジェクトの評価に関すること。
- 三 その他運営委員会の運営に関する重要事項

（組織）

第 3 条 運営委員会は、次の掲げる者をもって組織する。

- 一 岩手大学から選出された者
- 二 岩手県立大学から選出された者
- 三 岩手医科大学から選出された者
- 四 富士大学から選出された者
- 五 盛岡大学から選出された者
- 六 プロジェクト委員会委員長

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 5 条 運営委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

（庶務）

第 7 条 運営委員会の庶務は、コンソーシアム事務局において処理する。

（その他）

第 8 条 この細則に定めるもののほか、コンソーシアム運営に関し必要な事項は、コンソ

ーシム理事会が定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 9 月 26 日から施行する。